

「ぶらら会員規約」改定のお知らせ

2022年4月1日をもって「ぶらら会員規約」を以下のとおり改定いたします。
会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後ご利用頂きますようお願い申し上げます。

「ぶらら会員規約」の改定内容

旧	新
<p data-bbox="163 515 461 547">第1条～第3条 (略)</p> <p data-bbox="163 611 528 643">第4条 会員契約の申し込み</p> <p data-bbox="163 659 1099 1034">1. 本サービスへの入会を希望する人（以下「入会希望者」という）は、本規約を承諾していただいた上で、入会希望者が<u>20歳以上</u>の場合、当社が別途指定する所定の手続に従って、本人が会員契約当事者（以下、契約者という）として会員契約締結を申し込みます。入会希望者が<u>20歳未満</u>の場合、本人が契約者として当社が別途指定する所定の手続に従って会員契約締結を申し込みますが、事前に親権者の同意を得ていることが必要です。上記の要件を充足しない申し込みは、有効な申し込みとは成らず、会員契約は成立いたしません。</p> <p data-bbox="163 1098 477 1129">第5条～第26条 (略)</p>	<p data-bbox="1122 515 1420 547">第1条～第3条 (略)</p> <p data-bbox="1122 611 1487 643">第4条 会員契約の申し込み</p> <p data-bbox="1122 659 2072 986">1. 本サービスへの入会を希望する人（以下「入会希望者」という）は、本規約を承諾していただいた上で、入会希望者が<u>成年</u>の場合、当社が別途指定する所定の手続に従って、本人が会員契約当事者（以下、契約者という）として会員契約締結を申し込みます。入会希望者が<u>未成年</u>の場合、本人が契約者として当社が別途指定する所定の手続に従って会員契約締結を申し込みますが、事前に親権者の同意を得ていることが必要です。上記の要件を充足しない申し込みは、有効な申し込みとは成らず、会員契約は成立いたしません。</p> <p data-bbox="1122 1098 1435 1129">第5条～第26条 (略)</p>